

ごみ処理広域化の考え方

～小田原市・足柄下地区のごみ処理について一緒に考えてみませんか？～



小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町の1市3町は、ごみ焼却施設の老朽化や最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まりやダイオキシン類対策等の環境保全対策の必要性などの共通した課題に対応するため、平成18年度に「小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会」を設立し、ごみの広域的な処理（ごみ処理広域化）について検討してきました。

今回、これまでの検討報告として、ごみ処理広域化を進めていくうえでの考え方や取り組みなどを示した「ごみ処理広域化の考え方」がまとまりましたので、お知らせします。

今後は、皆様のご意見を伺いながら「ごみ処理広域化実施計画」の策定を行い、平成32年度を目標として、新しいごみ処理施設の稼働開始や各市町の「ごみの分け方や出し方」の統一を目指していきます。

平成21年6月

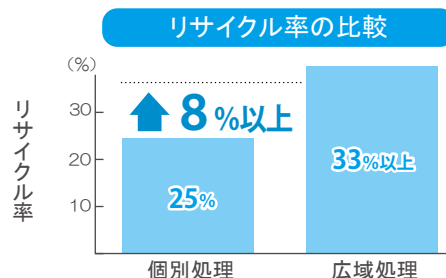
小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会
小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原町

1. ごみ処理広域化のメリットって何だろう？

ごみ処理を広域化することによって、次のようなメリットが期待できます。

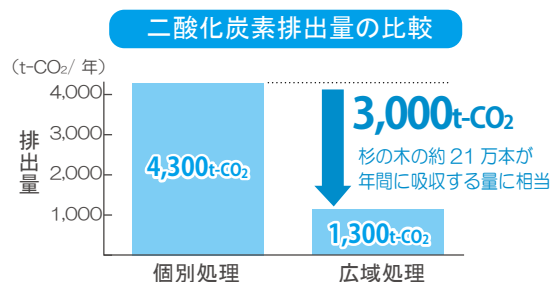
メリット1 ごみの減量化・資源化が推進できます

各市町が共同でごみ処理をすることに伴って、ごみの分別方法の統一などを行うことで、焼却されるごみが減少するとともに、より高度な処理が可能となることから、リサイクルを推進することができます。



メリット2 地球温暖化防止に貢献できます

熱回収施設（ごみ焼却施設）を一定規模以上にするにより、焼却によって発生する熱を利用した発電等が効率的に行えるようになり、化石燃料等の消費を少なくすることができるため、CO₂の排出を抑制することができます。



メリット3 ダイオキシン類の発生を抑制できます

熱回収施設を集約化し、全連続炉（24時間稼働）にすることにより、安定的な燃焼状態を維持できることに加え、ごみ処理技術を高度化できるため、ダイオキシン類の発生を抑制することができます。

ダイオキシン類の排ガス基準

(単位: ng-TEQ/m³N)

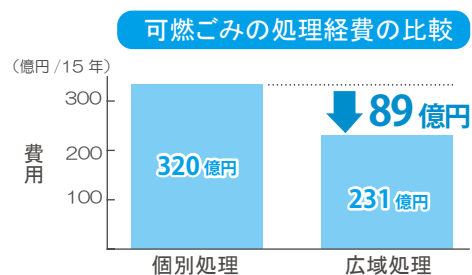
施設規模	新設施設基準	既設施設基準
4t/h以上	0.1	1
2t/h-4t/h	1	5
2t/h未満	5	10

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排ガス基準値

メリット4 ごみ処理経費を縮減できます

環境負荷の少ない高度な熱回収施設等を個別に整備すると多額の費用が必要となるため、施設を集約化し、広域的に処理することにより、建設費や維持管理費を削減することができます。

※ 熱回収施設の建設費と15年間の維持管理費を比較



2. どんなごみ処理施設が必要なの？

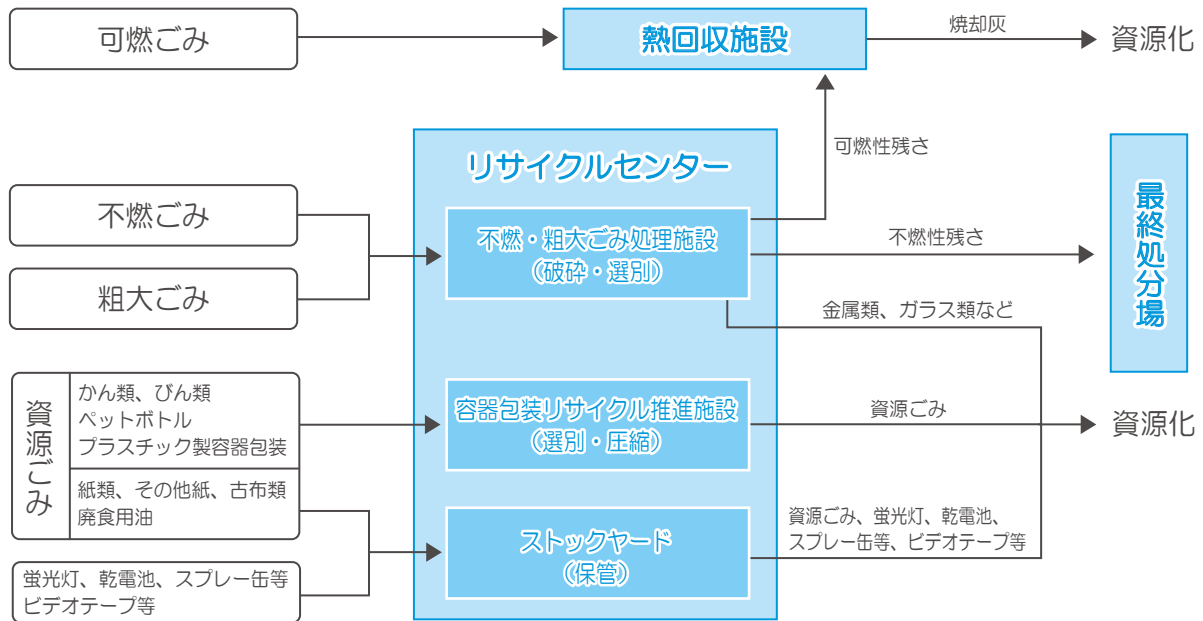
広域的なごみ処理に必要と考えているごみ処理施設の概要は次のとおりです。

施設	整備手法	施設数	施設規模	建設費（概算）	稼働目標年度	設置場所
熱回収施設	新設	1	320 t / 日	約170億円	平成32年度	小田原市
最終処分場	新設	1	53,000m ³	約30億円	平成32年度	3町のいずれか
リサイクルセンター	新設	効率性の観点から施設の集約化の可能性等を検討していく				
中継施設	運搬の効率性や環境負荷の軽減の観点から整備の必要性等を検討していく					

※ ごみ処理の広域化で整備する施設に対しては、循環型社会形成推進交付金制度を活用することができます。
 施設規模と建設費については、ごみ量推計などのデータ更新等により見直しを行います。
 生ごみと剪定枝の資源化の方法によっては、堆肥化施設などを整備することがあります。

3. どうやってごみが処理されるの？

ごみ処理広域化では次のようにごみが処理されます。



※ 必要に応じて中継施設（ごみ積み替え施設）を整備します。
 生ごみと剪定枝の資源化の方法によっては、堆肥化施設などを整備することがあります。

4. 各市町の「ごみの分け方や出し方（分別収集等）」はどうなってるの？

各市町の「ごみの分け方や出し方」は次のようになっています。

指定ごみ袋制度の導入状況

小田原市	箱根町	真鶴町	湯河原町
家庭系可燃ごみ	家庭系事業系可燃ごみ	(推奨袋制) ※	(推奨袋制)

※ びん類は指定袋制

ごみ処理手数料の状況

(1) 粗大ごみの収集、運搬、処理にかかる手数料

小田原市	箱根町	真鶴町	湯河原町
1,000円/個	500円/個	500円/個	500円/個

(2) ごみの持ち込みにかかる手数料

小田原市	箱根町	真鶴町	湯河原町
25円/kg	無料 不燃ごみ、粗大ごみ、かん類、びん類、ペットボトルは、10円/kg	無料 廃木材は、20円/kg	無料 廃木材は、20円/kg

ごみ集積場所への排出制限

小田原市	箱根町	真鶴町	湯河原町
300kg/月(※) (10kg/日)	100kg/日	500kg/日	500kg/日

※ 事業者が公共収集を利用する場合は40円/kgの手数料を徴収

分別収集の状況

平成21年4月現在

	小田原市	箱根町	真鶴町	湯河原町	
分別数	9分類18品目	6分類14品目	9分類12品目	9分類13品目	
可燃ごみ	2回/週	3回/週	3回/週	3回/週	
不燃ごみ	1回/月	1回/週	2回/月	1回/月	
粗大ごみ	随時	2回/月	2回/月	2回/月	
資源ごみ	かん類	1回/月	1回/週	1回/隔週	1回/隔週
	びん類	1回/月	1回/週	1回/隔週	1回/隔週
	ペットボトル	2回/月	2回/月	1回/隔週	2回/月
	プラスチック製容器包装	2~3回/月	—(※2)	—(※2)	—(※2)
	紙類(※1)	2回/月	2回/月	2回/月	1~2回/月
	その他紙	2回/月	—(※2)	—(※2)	—(※2)
	古布類	2回/月	2回/月	—(※2)	—(※2)
その他	廃食用油	1回/月	1回/月	—(※2)	—(※2)
	蛍光灯	1回/月	1回/週	2回/月	1回/月
	乾電池	1回/月	1回/週	2回/月	1回/月
	スプレー缶等	1回/月	—(※3)	—(※4)	1回/隔週
	ビデオテープ等	1回/月	—(※2)	—(※2)	—(※2)

※1 紙類とは新聞紙、雑誌(雑誌、書籍、化粧箱など)、ダンボール、紙パック

※2 可燃ごみとして分別収集を実施

※3 不燃ごみとして分別収集を実施

※4 かん類として分別収集を実施

5. ごみ処理の広域化に向けて何をするの？

ごみ処理の広域化に向け、次のような取り組みを行います。

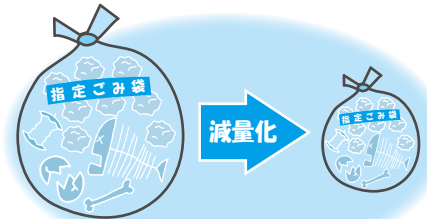
取組1 各市町の「ごみの分け方や出し方」の統一を目指します

ごみ処理広域化においては、構成市町が共同でごみを処理するため、処理の効率性や公平性等の観点から「ごみの分け方や出し方」を統一する必要があります。

「ごみの分け方や出し方」の統一にあたっては、ごみ焼却量や最終処分量の最小限化など、ごみ処理による環境への影響を少なくすることを第一に考え、ごみ処理施設の整備と合わせて検討していきます。

取組2 これまで以上のごみの減量化を目指します

ごみ処理による環境負荷のより一層の低減とごみ処理費用の縮減を目指し、ごみの発生、排出を抑えるための方策を、住民や事業者など、幅広く意見を聴きながら検討していきます。



環境負荷の軽減、ごみ処理費用の縮減

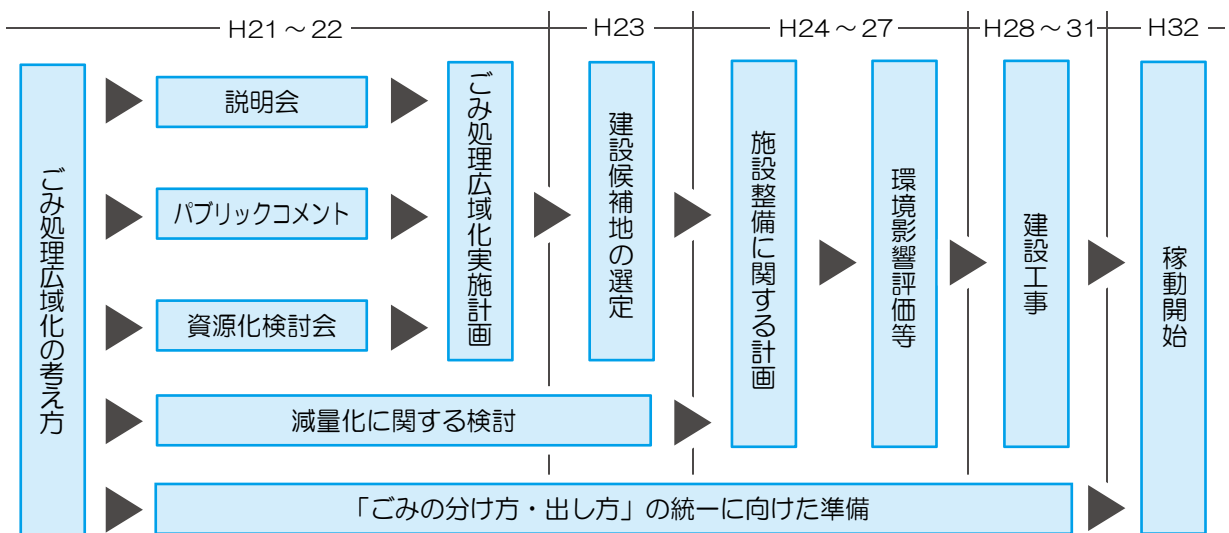
取組3 生ごみと剪定枝の資源化について検討します

住民、事業者、学識経験者などで構成される『資源化検討会』を設置し、持続可能な生ごみと剪定枝の資源化の方法について検討を行い、ごみ焼却量や最終処分量の最小限化を目指します。



6. 稼動開始までの予定はどうなってるの？

稼動目標である平成32年度までのフローは次のとおりとなっています。



● 問い合わせ

小田原市：環境部環境政策課	【TEL】 0465-33-1471	【E-mail】 kansei@city.odawara.kanagawa.jp
箱根町：環境整備部環境課	【TEL】 0460-85-9565	【E-mail】 kankyou@town.hakone.kanagawa.jp
真鶴町：環境防災課	【TEL】 0465-68-1131	【E-mail】 kankyo@town-manazuru.jp
湯河原町：環境都市部環境課	【TEL】 0465-63-2111	【E-mail】 kankyo@town.yugawara.kanagawa.jp
小田原市・足柄下地区 ごみ処理広域化協議会	【TEL】 0465-33-1424	【E-mail】 kouikigomi@city.odawara.kanagawa.jp